

学校給食費改定（案）について

1. 学校給食費の仕組みおよび現状

(1) 学校給食法第11条第2項

給食用食材費の購入に必要な学校給食費は、保護者の負担となっている。

(2) 芦屋町における現状

- ・ 現行の学校給食費は、令和元年10月に改定された。
- ・ 近年の食材価格の高騰に対して、献立や調理方法を工夫し、より安価な食材を調達することなどにより、学校給食の水準維持に努めてきた。
- ・ 令和4年度における賄材料費の支出状況は給食費調定額に対する比率で98.8%。
- ・ 令和5年度においても、福岡県学校給食会から調達する物資は前年度より約11%増、その他の物資も値上げが続いている。

2. 学校給食費の改定状況

	小学校	中学校
平成20年4月	3,800円 (+200円)	4,500円 (+200円)
平成26年4月	4,100円 (+300円)	4,800円 (+300円)
令和元年10月 (現行)	4,300円 (+200円)	5,100円 (+300円)

○学校給食費の負担軽減措置（令和4年度～令和8年度）

子育て世代の経済的負担の軽減を図り、子育て支援に貢献することを目的に、町内の小中学校の給食費の半額相当額を町が負担。

3. 郡内の給食費一食単価（令和5年4月時点）

	小学校	中学校
芦屋町	250円	310円
岡垣町	272円 (+22円)	324円 (+14円)
遠賀町	260円 (+10円)	310円 (±0円)
水巻町	257円 (+7円)	305円 (▲5円)

※（ ）内は芦屋町との差額

4. 令和5年度の現状

令和5年度1学期終了時点における食材費の実績は以下のとおり。

【一食単価との差額】

小学校 +16.7円 (+6.7%) 中学校 + 1.1円 (+0.4%)

小学校の給食費が中学校よりも不足傾向にある。これは、令和元年10月改定時の値上げ幅が小学校の方が中学校より少なかったことが原因であると思われる。

5. 学校給食費の改定案

「4.令和5年度の現状」を踏まえた改定を行う。なお、改定後の給食費は令和6年度より適用する。

(案1)

- ・小学校 一食単価（現行250円）を270円とする。（+20円 +8.0%）
- ・中学校 一食単価（現行310円）を315円とする。（+5円 +1.6%）

○改定後の学校給食費の算出額（年額）

		小学校	中学校
改定後	一食単価	270円	315円
	年間回数	192回	186回
	算出額（年額）①	51,840円	58,590円
改定前の年額②		48,400円	57,500円
増減額（①－②）		3,440円	1,090円

(案2)

令和6年度以降も物価高騰の傾向が続く可能性があるため、案1よりも値上げ幅を大きくしたもの。

- ・小学校 一食単価（現行250円）を275円とする。（+25円 +10.0%）
- ・中学校 一食単価（現行310円）を320円とする。（+10円 +3.2%）

○改定後の学校給食費の算出額（年額）

		小学校	中学校
改定後	一食単価	275円	320円
	年間回数	192回	186回
	算出額（年額）①	52,800円	59,520円
改定前の年額②		48,400円	57,500円
増減額（①－②）		4,400円	2,020円

6. 学校給食費の徴収方法の見直しについて

(1) 徴収方法を年 11 回に改める（現行年 12 回）

- ・徴収事務に係る経費（口座振替に関する事務、振替手数料、未納者に対する督促事務など）は、徴収額に関係なく発生している。
- ・7月と8月の給食実施回数の合計は、他の月とほぼ同数であるため、7、8月分の給食費を一度に徴収することで、徴収事務の効率化、口座振替手数料や書類の郵送料等の経費削減を図りたい。

(2) 各月の徴収額

改定後の徴収額（学校給食費負担軽減措置適用前）は、以下のようにする。

徴収月	案 1				案 2			
	小学校		中学校		小学校		中学校	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
4月	4,300	4,700	5,100	5,300	4,300	4,800	5,100	5,400
5月	4,300	4,700	5,100	5,300	4,300	4,800	5,100	5,400
6月	4,300	4,700	5,100	5,300	4,300	4,800	5,100	5,400
7月	4,300	4,700	5,100	5,300	4,300	4,800	5,100	5,400
8月	1,100	0	1,400	0	1,100	0	1,400	0
9月	4,300	4,700	5,100	5,300	4,300	4,800	5,100	5,400
10月	4,300	4,700	5,100	5,300	4,300	4,800	5,100	5,400
11月	4,300	4,700	5,100	5,300	4,300	4,800	5,100	5,400
12月	4,300	4,700	5,100	5,300	4,300	4,800	5,100	5,400
1月	4,300	4,700	5,100	5,300	4,300	4,800	5,100	5,400
2月	4,300	4,700	5,100	5,300	4,300	4,800	5,100	5,400
3月	4,300	4,700	5,100	5,300	4,300	4,800	5,100	5,400
合計	48,400	51,700	57,500	58,300	48,400	52,800	57,500	59,400

徴収額は 100 円未満切捨

8月分は7月分に含めて徴収する。

7. 今後のスケジュール

- ・ 1 1 月 教育委員会定例会
- ・ 1 1 月 政策会議（方針決定）
- ・ 1 2 月 議会民生文教委員会報告
- ・ 1 2 月～1 月 保護者通知